

令和 3 年

厚木愛甲環境施設組合議会第 2 回定例会会議録

令和3年厚木愛甲環境施設組合議会第2回定例会会議録

令和3年8月24日（火）午前10時開会

出席議員 13人

1番	田	上	祥	子
2番	神	子	雅	人
3番	栗	山	香	子
4番	井	上	敏	夫
5番	高	橋		豊
6番	望	月	真	実
7番	高	田	昌	慶
8番	小	林	敬	子
9番	馬	場		司
10番	岸	上	敦	子
11番	阿	部	隆	之
12番	藤	田	義	友
13番	山	本	雅	彦

欠席議員 なし

説明のための出席者

管	理	者	小	林	常	良
副	管	者	小	野	吉	豊
副	管	者	岩	澤	宏	美
会	管	者	霜	澤	勝	美
事	計	者	石	島	和	弘
事	務	長	小	射	伸	茂
	務	長	小	宮		一
	局		瀬	村		
	局					
	次					

事務局出席者

書	記	小	泉	祐	司
書	記	塚	田	尚	士

議 事 日 程

- 1 議長の選挙
- 2 議席の指定
- 3 会期の決定
- 4 議会運営委員会の調査事件及び継続調査期限について
- 5 一般質問

番号	質 問 者	質 問 の 件 名	頁
1	望 月 真 実	(1) ごみ中間処理施設整備運営事業について ア 新施設について (ア) ここまでの経過について、課題や工夫点は。 (イ) 新施設の特徴は。 (ウ) 建設や運営業務委託について、その費用の詳細は。	7
2	井 上 敏 夫	(1) ごみ中間処理施設建設用地について ア 不動産取得について (ア) 表示登記に至る経過について問う。 (イ) 表示登記の地番・地目・地積を決定した根拠について問う。	10

- 6 議案第 6 号 令和 2 年度厚木愛甲環境施設組合会計歳入歳出決算について
- 7 議案第 7 号 監査委員の選任について

議 長 諸 報 告

- 7月12日 栗山香代子議員、渡辺貞雄議員、遠藤浩一議員、瀧口慎太郎議員、望月真実議員、奈良直史議員から組合議会議員辞職願が提出され、7月31日付けで許可した。
- 7月13日 石井芳隆議員から組合議会議員辞職願が提出され、7月31日付けで許可した。
- 7月14日 組合議会議員の選出について、厚木愛甲環境施設組合管理者に依頼した。
- 7月28日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
例月出納検査結果報告（6月分）
- 8月2日 令和3年厚木愛甲環境施設組合議会第2回定例会の運営について、議会運営委員会へ諮問した。
- 8月6日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、組合議会議員の選出について、報告があった。
- 同 日 議会運営委員会委員の選任について、厚木市選出議員の田上祥子議員、高橋豊議員、望月真実議員、高田昌慶議員を指名した。
- 8月10日 議会運営委員会委員長から、令和3年厚木愛甲環境施設組合議会第2回定例会の運営について、答申があった。
- 同 日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、令和3年厚木愛甲環境施設組合議会第2回定例会招集通知があった。

同日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、令和3年厚木愛甲環境施設組合議会第2回定例会提出議案の送付があった。

議案第6号 1件

同日 厚木愛甲環境施設組合管理者に対し、説明員の出席を要求した。

8月11日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、説明員の出席について、報告があった。

8月18日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、令和3年厚木愛甲環境施設組合議会第2回定例会追加提出議案の送付があった。

議案第7号 1件

本日の付議事件

1

く 議事日程に同じ

3

日程
追加 副議長辞職の件

日程
追加 副議長の選挙

4

く 議事日程に同じ

7

○馬場 司副議長 皆さん、おはようございます。副議長の馬場でございます。議長が欠員となっておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、暫時、私が議長の職務を行います。何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

ただいまの出席議員は13人で定足数に達しております。

ただいまから令和3年厚木愛甲環境施設組合議会第2回定例会を開会いたします。

この際、議事の進行上、厚木市議会選出議員については仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

○馬場 司副議長 日程1「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、副議長が指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認めます。よって副議長が指名することに決定いたしました。

議長に神子雅人議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま副議長が指名いたしました神子雅人議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました神子雅人議員が議長に当選されました。

ただいま当選されました神子雅人議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

それでは、神子雅人新議長から御挨拶があります。

○神子雅人新議長 ただいま議員の皆様方の御推挙により、議長に就任をさせていただくことになりました厚木市議会の神子雅人でございます。大変な重責と認識しておりますが、皆様の御協力をいただきながら、しっかりと議会運営を進めてまいりたいと存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、当組合は、厚木市、愛川町、清川村の広域ごみ処理の使命を担い、平成16年4月に設立され、様々な経過を経て今日に至っております。こうした中、ごみ中間処理施設については、整備運営事業者との契約が締結されるなど、目に見えて事業が進捗してまいりました。組合議会といたしましても、事業が本格化する中、慎重な審議を重ねていく必要があると認識しておりますので、皆様方、そして理事者の皆様方の御指導、御協力をお願い申し上げます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○馬場 司副議長 以上で私の議長としての務めが終わりましたので、新議長と交代いたします。

それでは神子雅人議長、議長席にお着きください。

(神子議長、議長席に着く)

○神子雅人議長 それでは、よろしくお願ひいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

○神子雅人議長 日程2「議席の指定」を行います。

厚木市議会から選挙により新たに選出された議員の議席について、会議規則第3条第2項の規定により議長が指定いたします。

議席番号と氏名を書記に朗読させます。

○小泉祐司書記 朗読いたします。

- | | |
|----|---------|
| 1番 | 田上祥子議員 |
| 2番 | 神子雅人議員 |
| 3番 | 栗山香代子議員 |
| 4番 | 井上敏夫議員 |
| 5番 | 高橋 豊議員 |

6番 望月真実議員

7番 高田昌慶議員

以上です。

○神子雅人議長 ただいま朗読いたしましたとおり議席を指定いたします。氏名標をお立て願います。

ここで、会議規則第78条の規定によって、本定例会の会議録署名議員を議長から指名いたします。高橋豊議員、望月真実議員にお願いいたします。

議長の諸報告は、お手元に配付のとおりでありますので、御了承願います。

○神子雅人議長 日程3「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時5分 休憩

(馬場司副議長退席)

午前10時6分 開議

○神子雅人議長 再開いたします。

ただいま馬場司副議長から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、「副議長辞職の件」を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認めます。よってこの際、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

○神子雅人議長 「副議長辞職の件」を議題といたします。

まず、その辞職願を書記に朗読させます。

○小泉祐司書記 朗読いたします。

「 辞 職 願

今般、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和3年8月24日

厚木愛甲環境施設組合議会議長殿

馬場 司^印

厚木愛甲環境施設組合議会議長殿 』

以上です。

○神子雅人議長 お諮りいたします。馬場司副議長の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認めます。よって馬場司副議長の副議長の辞職を許可することに決しました。

(馬場司議員復席)

○神子雅人議長 お諮りいたします。ただいま副議長が欠員となりましたので、この際、「副議長の選挙」を日程に追加し、選挙を行うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認めます。よってこの際、本件を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

○神子雅人議長 「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認めます。よって議長が指名することに決しました。

副議長に山本雅彦議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました山本雅彦議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました山本雅彦議員が副議長に当選されました。

ただいま当選されました山本雅彦議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

それでは、山本雅彦新副議長から御挨拶があります。

○山本雅彦新副議長 ただいま議員の皆様方に御推挙いただき、副議長の要職を務めさせていただくことになりました山本でございます。

厚木愛甲環境施設組合では、いよいよ実施設計や工事着手の段階に入り、ごみ中間処理施設の整備に向けて重要な時期を迎えているものと認識しております。そういった状況の中で組合議会の副議長を拝命し、責任の重さを感じているところでございます。今後は神子議長を補佐し、組合議会の円滑な運営に取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様方の御協力をお願いいたしまして、副議長就任の挨拶に代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○神子雅人議長 前副議長の馬場司議員から御挨拶があります。

○馬場 司前副議長 副議長退任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

副議長在任中は、皆様方の温かい御支援と御協力をいただきましたこと、誠にありがとうございました。1年間という期間でありましたが、議長の補佐役として、精いっぱい務めさせていただきました。皆様に心より御礼申し上げますとともに、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○神子雅人議長 日程4「議会運営委員会の調査事件及び継続調査期限について」を議題といたします。

お諮りいたします。本件につきましては、お手元に配付のとおり調査を願うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認めます。よってそのように決しました。

○神子雅人議長 日程5「一般質問」を行います。

通告に従い、順次質問を許します。望月真実議員。

○6番 望月真実議員 改めましておはようございます。厚木市の望月真実です。通告に基づき質問を行います。理事者の方々、どうぞよろしく願いいたします。

厚木市議会改選に伴い、新たに議員が決定いたしました。そこで、今回の質問では、ごみ中間処理施設の建設について、改めて内容の確認を行いたいと考えます。また、同時に、住民の方々に御理解いただけるよう努めてまいりたいと思います。

平成25年度に、現在の厚木市環境センター北側の隣接地に新たな施設建設予定地として決定して以降、平成26年度から整備方針の検討、基本計画の策定と進み、平成28年度は基本設計、環境影響予測評価等の手続に入り、また、都市計画決定の手続にも入りました。昨年度は用地取得、事業者選定と進み、今年度は建設請負契約及び運營業務委託契約に至り、実施設計に着手されていると思います。るる申し上げましたが、ここまでの経緯について、さらには今後の課題についてお伺いいたします。

ごみ中間処理施設整備運営事業について、新施設について、ここまでの経過について、課題や工夫点は。また、新施設の特徴は。建設や運營業務委託について、その費用の詳細は。

以上です。御答弁のほどよろしく願いいたします。

○小林常良管理者 ただいま望月真実議員から、ごみ中間処理施設整備運営事業について、新施設について、ここまでの経過について、課題や工夫点は。新施設の特徴は。建設や運營業務委託について、その費用の詳細はとのお尋ねでございますが、建設用地につき

ましては、令和2年度に、民有地の所有者58人と、官地につきましては厚木市及び財務省から取得を完了いたしました。整備内容につきましては、浸水、地震への対策をより一層強化し、災害時でも稼働できる施設にするとともに、車両動線の分離、環境学習などについての工夫を盛り込んでおります。

また、新施設の特徴といたしましては、最新の排ガス処理設備の導入や焼却灰の資源化を行い、環境負荷を低減するほか、高効率ごみ発電による再生可能エネルギーの活用を推進した施設としております。

なお、建設費につきましては246億9170万円、運營業務委託費につきましては20年間で149億830万円となっております。

今後につきましても、令和7年度の稼働に向けて、着実に事業を進めてまいります。

○6番 望月真実議員 御答弁いただき、ありがとうございます。幾つか確認したい点について再質問を行います。

主に4点ほどありますけれども、1つ目が新施設の災害対応能力に関して、2つ目、車両動線の確認、3つ目、環境学習やSDGsに関して、4つ目、費用の詳細に関してという順でお伺いしてまいります。

それでは1つ目、浸水・地震への対策の強化について、災害時でも稼働できる施設との御答弁がありましたけれども、将来起こり得る自然災害に対して具体的にどのような対策を行っていくのか、お願いいたします。

○小宮和茂事務局長 浸水対策につきましては、敷地全体に隣接する堤防道路の高さ以上に盛土を実施してまいります。また、施設本体の1階部分まで鉄筋コンクリート造とし、開口部には浸水防止措置を施します。さらに、重要機器室を2階に配置することで、大規模災害時に施設の稼働を停止することなく、施設の機能を維持することができる計画としております。

地震対策につきましては、国の官庁施設の総合耐震・対津波計画基準において最も耐震性能が高いランクであります重要度係数I類を採用してございます。このレベルは、大地

震後も構造体の補修をすることなく施設を稼働でき、人命の安全確保はもちろん、十分な機能確保が図られることを目標としており、国の基準に位置づけられております災害対策の拠点となる市の庁舎や消防庁舎など同等のレベルとしております。

○6番 望月真実議員 分かりました。今の御答弁の中で盛土がされるということでありましたけれども、盛土が崩れた災害も発生しております。浸水対策の盛土について、どの程度のものなのか、改めてお伺いしたいと思います。

○小宮和茂事務局長 盛土につきましては、当該事業区域は平坦な敷地でございます。また、高低差のある敷地境界部分には強固なコンクリート擁壁を設けることから、崩れることはないというふうに考えてございます。

○6番 望月真実議員 その御答弁を聞いて非常に安心しました。

次に移ります。車両動線の分離について伺います。具体的にどのようなものであるのか、詳しく御説明いただければと思います。

○小宮和茂事務局長 施設の配置動線計画につきましては、施設見学者の大型バス、一般来場者、公用車などが通行する一般来場者エリアと、ごみ収集車、用役搬入車両、メンテナンス車両などが通行する工事エリアに区分して、出入口を別々に設け、完全分離することで、安全かつ機能的な配置計画としております。

なお、工場エリアの車両動線につきましては、時計回りに一方通行といたしまして、交差することのない車両動線でスムーズに入退場ができる安全な動線計画としております。

○6番 望月真実議員 来場者エリアからの関連でお伺いします。環境学習について、見学者もいらっしゃるかと思います。その辺の関連で伺いますが、また併せて、先ほどの御答弁の中で、最新の排ガス処理設備の導入と焼却灰の資源化での環境負荷の低減や、高効率ごみ発電による再生可能エネルギーの活用等についてということでありましたが、いわゆる環境学習についての工夫とは具体的にど

のようなものなのか、お伺いいたします。

○小宮和茂事務局長 新しいごみ中間処理施設における環境学習につきましては、現在、厚木市環境センターで実施しております小学生の施設見学や、一般の方の見学も受け入れて、多くの住民の皆様へ、ごみの減量化や分別、処理方法を学んでいただけるものとしております。

見学者ルートにつきましては、ごみを分別して捨てる場所から、焼却、発電、排ガス処理を行うまでの一連の処理フローに沿って、施設の仕組みや役割を工程順に学べるよう、シンプルな一筆書きのルートとしてございます。

○6番 望月真実議員 学習、見学等の動線においてはバリアフリーを基本としているということで説明いただいておりますが、それに加えてユニバーサルデザインも導入すると聞き及んでおります。

1点だけ追加として要望したい点がありますけれども、色覚にちょっと特性がある方、また、ジェンダー等に関する多様性へのさらなる配慮というのをお願いしたいと思っております。

一つ分かりやすい例で言えばトイレです。こちらは、現在、厚木市の庁舎を見ていくとピクトグラムの表記がされておりますけれども、このみんなのトイレのピクトグラム表記というのが、男性のピクトグラムと女性のピクトグラム、さらに、おむつ台がありますよ、おむつが交換できますというピクトグラムと、あとはオストメイトに対応していますというのが一つのくくりでみんなのトイレとして表記されています。ジェンダーに配慮ということになると、男女では、男性のみ、女性のみというくくりになってしまいますので、その辺の表記も新施設としては工夫をしていただきたいと要望をさせていただきます。

もう一つ、色覚に関して、白を基調としたトイレ等にすると、便器の色と壁の色が同化して見えてしまう場合があると聞いています。なので、その境目が壁、床、電気という

ことで分かりやすいように工夫をしていただきたい。これは要望にとどめておきます。

環境問題やSDGsについてもう一つお伺いします。最新の排ガス処理設備を導入することで、どのような環境負荷が低減できるのか。また、SDGsの取組への方針について、厚木市、愛川町及び清川村ではごみの減量やリサイクルといった取組を進めている中、組合として、SDGsの取組や方針についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○小宮和茂事務局長 最新の排ガス処理設備でありますハイブリッド脱硝システムや飛灰処理システムなどを導入することによりまして、窒素酸化物や塩化水素といった排ガスの自主規制を法規制より厳しく設定することが可能になります。環境面に配慮した施設の整備がこれによって可能になるということでございます。

また、新施設におきましては、ごみに含まれる金属類など資源となるものは可能な限り回収し、再生利用するとともに、ごみの焼却に伴い発生する熱によって、一方では効率よく発電し、また一方では温水として周辺施設を含めた有効利用をするなど、再生可能エネルギーの活用を積極的に推進し、資源循環型社会の一翼を担う施設として、構成市町村と連携しながら、SDGsの達成を目指してまいります。

○6番 望月真実議員 よろしく申し上げます。

費用に関して確認をさせていただきます。この施設は、住民に愛され、地域に開かれた施設となるために、皆様にも知っていただきたく思い、お伺いするものです。御答弁の中にありました建設費の中に、災害廃棄物一時保管場所等の緑地エリアの整備など、附帯工事も含まれているとお伺いしております。施設本体とこれら附帯工事の費用の内訳をお伺いします。

○小宮和茂事務局長 建設費の内訳につきましては、事業者から提案の金額として総額246億9170万円のうち、施設本体の工事費が

約225億円、全体の91%になります。緑地エリアの整備費が約7億円、これは全体の3%になります。造成工事及び周辺関連工事が約15億円、全体の6%となっております。

○6番 望月真実議員 次に、運營業務委託について、20年間で約149億円とのことでもありますけれども、運營業務と維持管理業務の内訳をお伺いします。

○小宮和茂事務局長 運營業務の費用につきましては、施設の運営に必要な人件費や光熱水費のほか、施設の清掃及び警備などの業務がございます。また、維持管理業務の費用につきましては、施設や設備機器の点検費用及び修繕費用等となります。費用の内訳につきましては、いずれも20年間で、運營業務費が74億2530万円、維持管理費が74億8300万円となっております。

○6番 望月真実議員 今後の20年間の間に、想定外の災害や、今私たちが経験しています新型コロナウイルスによる生活環境の変化等々のような事態が起こり得るかもしれませんので、住民や地域の方々が安心できる運営を遂行するために、組合はしっかりと委託事業者のほうと連携をしていただきたいと思います。

最後です。実施設計を進めていくに当たり、住民説明会も予定をされていますが、様々な手法を用いて、きめ細かな情報提供をお願い申し上げます。また、循環型社会形成の推進を掲げておりますので、組合として、ごみの減量化・資源化の推進においてもしっかりと御尽力くださいますようお願いし、私の質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○神子雅人議長 井上敏夫議員。

○4番 井上敏夫議員 厚木市議会議員の井上敏夫でございます。ごみ中間処理施設建設用地の不動産取得について、通告に従い質問をいたします。

所在地は厚木市金田字新森下1548番3、地目・用悪水路、地積97.49平米、表示登記に至る経過についてお伺いいたします。

次に、今申し上げたものでございますが、

表示登記の地番・地目・地積を決定した根拠についてお伺いいたします。御答弁よろしくお伺いいたします。

○小林常良管理者 ただいま井上敏夫議員から、ごみ中間処理施設建設用地について、不動産取得について、表示登記に至る経過について問う。表示登記の地番・地目・地積を決定した根拠について問うとのお尋ねでございますが、表示登記に至る経過につきましては、事業用地内に無地番の水路や畦畔が存在しておりましたので、それぞれの管理者と隣接する土地所有者との間で土地の境界を確定し、地積測量図等をもって法務局に申請し、登記したものでございます。

また、表示登記の地番、地目及び地積につきましては、隣接地番や現況地目から地番や地目を設定するとともに、水路や畦畔の管理者と隣接する土地所有者との間で合意した境界確定図を基に地積を算定の上、法務局に申請し、決定されております。

○4番 井上敏夫議員 ただいま管理者の丁寧な説明をいただきまして、ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきます。

まず、表示登記に至る経過についての再質問でございますが、この表示登記をして地番を設定し、地目、面積をつけたということについて、これを使う用途はどういう意味があるのでしょうか。

○小宮和茂事務局長 こちらにつきましては、買収した敷地全体がごみ中間処理施設の建設用地となっておりますので、建設用地として使用する形になります。

○4番 井上敏夫議員 公共用地として使う場合にも、無地番でも面積が算定できますし、その無地番の位置等を示して、管理者の同意を得て、付け替える調書をつくることもできます。そういうことをしないで、わざわざ表示登記をしなければいけなかったのでしょうか。

○小宮和茂事務局長 こちらにつきましては、組合所有地として登記するために実施したものでございます。

○4番 井上敏夫議員 それでは、令和3年1月22日に提出されました議案第1号 不動産の取得についての調書を見ますと、その調書の中には、金田字新前河内下、ここに1601番先というのがあります。この公図の写しを見ますと、この区域の真ん中、ほぼ下になりますけれども、南北の水路なんです、ここはこの調書では地目はハイフンとなっています。地目の名称が出ていません。そして面積が64.40平米となっています。これはまさに表示登記をしていないということですね。

一方、その上に1590番5というのがあります。これは地目・用悪水路、189.4平米になっています。これは横浜国道事務所がさがみ縦貫道路の関連として表示登記をしたものと思えますけれども、その前に申し上げた1601番先という表示は、表示登記をしていないからこの表記になっているのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

ここの部分は、先般、私が質問通告をした後に、御丁寧に聴取に来ていただいたときには私も気がつかなかったのですが、その後、調書を見ていましたら、この部分がなかったので、今、突然お尋ねしました。そういう意味ではちょっと準備が足らなかったかと思えますので、私のほうから後日お尋ねをする、御回答いただくということにして、先に進みたいと思います。よろしいですか、議長。

○神子雅人議長 はい。

○4番 井上敏夫議員 それでは先に進みます。次に、表示登記の地番・地目・地積を決定した根拠についてお伺いいたしますが、経過を、現状をちょっと説明させていただきます。

この土地は、御説明のとおり、無地番の水路用地、先ほど所在地を申し上げた地番を指しております。この水路は、北から南におおむね80メートル弱の流路を形成しています。北から南に流れている水路です。起点である水路北側、上流側ですが、ここを西から東に向かって流れる幹線水路から取水し、本件水路東側の水田、6筆ありますけれども、そのうちの5筆、1550番1、1551番、1552番、

1553番、1554番、登記簿面積トータルで2089平米をかんがいする機能を備え、永年にわたり水稻栽培に寄与してまいりました。

平成20年10月16日付売買契約により、本件水路東側に位置する1551番及び1552番、地目・田、合計地積1321平米は、山砂による盛土、厚さ約30センチ、堆肥の搬入、天地返しにより果樹園としての畑地転換が行われています。また、水路最南端に位置する1550番、地目・田、地積257平米は、耕作放棄地となり、本件水路を利用する水田は、昨年、いわゆる令和2年秋までに畑地北側の2筆のみとなっていました。したがって、水路として機能していたのは起点からおおむね29メートル程度、残り50メートルはその機能を失っていました。

一方、無地番水路の管理者は厚木市で、事務を所管する部署は下水道総務課であります。本件位置を特定するための境界立会いはおろか、日頃の管理業務が行き届いておらず、水田の湛水のために築かれていた土盛りの畦畔——最近コンクリート畦畔がありますけれども昔ながらの土で盛った畦畔が残っています——水路維持のための畦畔は、トラクターのロータリーで削り取られ、年数を追うごとにその形状を失い、さらには盛土した畑の土砂までもが隣接地に流出する始末。厳しく言えば不動産侵奪であります。水田やこれを転用した畑には境界ぐいはありませんが、土で盛られた畦畔はありました。これは明確で歴史ある境界とみなすことができます。となれば境界毀損でもあります。こうした現状を見て見ぬふりをしているのか。無地番水路の管理者である厚木市は何もしてきていません。

私が一般質問通告書によりお尋ねしました表示登記の決定根拠について、管理者の説明では、水路や畦畔の管理者と隣接する土地所有者との間で合意した境界確定図を基に地積を算定の上、法務局に申請し決定したとされています。隣接する土地所有者とは誰でしょうか。お答えいただきたいと思えます。

○小宮和茂事務局長 本件の土地につきまし

ては既に取得が終わってございます。契約も済ませている状況でございます。個人情報の絡み等もございますので、所有していた方の氏名の公表は、ここでは控えさせていただきたいと考えてございます。

○4番 井上敏夫議員 ありがとうございます。ということは、厚木愛甲環境施設組合が水路東側の土地を取得した後、所有権者となったわけですから、その権限をもって水路を挟んだ隣接地と境界を決めたということを表示登記を行ったということなんですね。

そうしますと、その水路が、相模川、いわゆる東側に平行に数十センチずれる、あるいは西側にずれるということでは、面積に相当影響してきますね。そうですね。東側の土地の売買契約の中で、実測売買と、登記簿で契約しましょうという状況があったかと思いますが、その辺は御存じでしょうか。

○小宮和茂事務局長 一部そういった事例があったというふうには承知してございます。

○4番 井上敏夫議員 それは結局、提示された資料に信憑性がないということで、境界立会いについては承諾しかねたと。一方、事業の期限が迫っているということから、地主さんが登記簿でならいいよということで、境界は承諾しなかったにもかかわらず、登記簿での売買契約をしたということなんですね。結局はその水路に異論があったと。私が先ほど前段で説明したように、形状がなかったということからそういう形になりました。その結果、西側の土地は登記簿に対して188平米ほどの増となっています。測量増。かなりの面積が増えていたという結果になりました。

その境界立会いの経過を申し上げますと、平成29年1月28日の立会い。既に前日実施された境界立会いの結果を基に設置された仮ぐいの位置確認及び仮ぐい設置に至る根拠の説明を受けています。その際、提示された資料は、登記年月日・平成14年1月30日付、1548番2の地積測量図。そこに記載されている1548番1の残地計算座標値を使い、現地に仮ぐいが打たれたものであります。居合わせた

職員、業者の説明では、これは国がつくったものと有無を言わせぬ説明。既に仮ぐいによって隣接地の同意は得ている。1551番は32.22平米、1552番は56.35平米、登記簿地積より少ない。提示された仮ぐい設置に至った資料について横浜地方法務局厚木支局に問合せしましたところ、参考にならないとのことであります。このような資料を使い、国がつくったものと有無を言わせぬ説明に、何かあるのかと感じたことは言うまでもありません。

その後、いろいろ経過がありましたが、省略いたします。結果として、1548番1、これは水路の西側の土地です、登記簿地積612平米が748.05平米、136.05平米増となっています。また、1549番、登記簿地積257平米は308.77平米、51.77平米増となりました。

この面積は、水路の位置によって、東側の6筆の面積増減や水路の面積にも大きく影響します。それを3者で決めていること自体に問題があります。いわゆる付度ではないか。水路管理者、下水道総務課は立ち会った形跡はありません。隣接地を借地、耕うんしながら形状変更に関わっていた元職員もいます。

不動産取得については議案として2度行われております。組合が用地を取得し、境界が確定していない土地を、所有者の立場から同意して、無地番の水路を表示登記、結果として隣接する土地2筆の面積が確定。約188平米、金額にして540万円を超えている縄伸びとなったということでもあります。ここでは、道義的責任、あるいは信用失墜行為、公序良俗の公序に欠けたものであるのではないかと、そういった疑念がありまして質問をさせていただきます。

先ほど御答弁いただけなかった部分については、後日説明を伺いたいと思います。私からの質問は以上でございますが、何か説明があればお伺いいたします。

○小宮和茂事務局長 用地の取得につきましては、地域の皆様、あるいは地権者の皆様に御協力、あるいは御説明を尽くしながら、適正な契約をもって取得したと考えてございま

す。今後につきましても、令和7年度の施設稼働に向けて推進をしてみたいと考えてございます。

○小瀬村伸一事務局次長 先ほどの御質問の中で、本年1月22日の議案の金田字新前河内下1601番先のところ、地目の表記がないところでございますが、こちらにつきましては国有畦畔でございます、財務省から払い下げを受けるというもので、組合議会での承認を得た後に組合において登記をするということから、この時点では地目の表記がないということでございます。

○神子雅人議長 ここで10分間休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前10時59分 開議

○神子雅人議長 再開いたします。

先ほど申し忘れましたが、以上で通告がありました一般質問は終了いたしました。

○神子雅人議長 日程6「議案第6号 令和2年度厚木愛甲環境施設組合会計歳入歳出決算について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

○小林常良管理者 ただいま議題となりました議案第6号 令和2年度厚木愛甲環境施設組合会計歳入歳出決算につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第233条第1項の規定に基づき調製し、同条第2項の規定により監査委員の審査に付しましたところ、別添の審査意見書の提出がありましたので、同条第3項の規定により議会の認定をいただくため提案するものでございます。

令和2年度の厚木愛甲環境施設組合会計の歳入歳出決算につきましては、歳入決算額が18億8608万7039円、歳出決算額が18億8045万8394円で、歳入歳出差引額は562万8645円となりました。このうち翌年度へ繰り越すべき財源として、ごみ中間処理施設整備運営事業に係る継続費の逡次繰越しの繰越財源が283万400円ありますので、実質収支額は279万

8245円となりました。

歳入では、組合債が歳入全体の74%を占め、次いで構成市町村からの分担金及び負担金が10.9%、県支出金が10.4%などとなっております。

また、歳出では、土地購入費等の衛生費が歳出全体の94.5%を占め、次いで派遣職員給与費などの総務費が5.4%、議会費が0.1%となっております。

具体的な事業といたしましては、ごみ中間処理施設建設用地を取得したほか、整備運営事業者の選定手続を行いました。

以上、概要を御説明申し上げましたが、既に提出いたしております「歳入歳出決算事項別明細書」及び「決算に係る主要な施策の成果に関する説明書」のとおり多くの成果を上げることができたものと考えております。

なお、監査委員の審査意見につきましては、これを十分に尊重いたしまして、今後とも財源の効率的な活用を図り、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございますが、何とぞよろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○神子雅人議長 質疑に入ります。なお、質疑の際はページをお示しください。栗山議員。

○3番 栗山香代子議員 24ページ、歳出のところですが、総務管理費で、補正予算でやっていますので、今回決算ということでもとめてといいますか、決算という形でお伺いします。

歳出については、前年度比の1179.6%という一般の自治体の会計ではあり得ないような数字になって、すごい増になって、これは今、用地取得というお話がありました。これだけの事業をする年度でありましたけれども、派遣職員の給与費が予算から見たら減になっているということで、これの理由、経過をお伺いしたいと思います。

それと併せて、これだけの職員給与費減ということが事業に対してどのような影響があったのか。もしかしたら職員の負担が非常に大きくなったのではないかとことを危惧

しているところですが、その辺の御説明をお願いいたします。

○小宮和茂事務局長 先ほど議員からも御指摘がございましたとおり、職員管理費につきましては、構成市町村からの派遣職員の人件費となっております。令和2年度の執行体制の内訳につきましては、厚木市からの派遣が7人、愛川町からの派遣が2人、清川村からの派遣が1人で、合計10人の体制となっております。補正の理由につきましては、厚木市からの派遣職員について、令和2年度において、ごみ中間処理施設建設用地の用地取得や買収後の手続、整備運営に係る事業者選定など事務量の増加が想定されていたので、厚木市に対しまして派遣職員を1人増員するよう要望しておりました。しかしながら、諸般の経緯によりまして増員が困難であったことから、人件費を減額したものでございます。

また、増員がされなかったことによる事業への影響につきましては、このような状況の中で事務量も増える中、職員が一丸となって事業に取り組んだ結果、事業用地の取得を無事完了することができました。また、事業者の選定につきましても、落札者を決定することができ、滞りなく事務を執行することができたものと考えてございます。

なお、令和3年度につきましては、組合からの要望に沿い、厚木市から技術職の職員が2人増員されたことから、令和7年度の施設完成に向けて、引き続き職員が一丸となって事業に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○3番 栗山香代子議員 令和3年度は人員増ということで、大変よかったと思えますけれども、令和2年度の事業の中で、例えば前年度よりもそれぞれの職員の残業が多くなったとか、あるいは土地所有者との関わりでありまして現地立会いが多かったり、あるいは休日出勤とか、そういったところが多くなったのではないかとことも考えられますけれども、その辺はいかがだったのか、お伺いします。

○小宮和茂事務局長 執行体制につきましては、事務量の増減に応じて構成市町村と調整して決定するものと考えてございます。ただ、構成市町村の事務執行体制につきましては、様々な諸事情があると考えてございます。また、職員については、限られた人的資源の中で適切な割り振りがされているという形も理解してございます。そのような中で職員が配置されているということですから、配置された職員で一生懸命に工夫しながら、事業ができたものと考えてございます。

○神子雅人議長 ほかになければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

討論に入ります。——別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程6「議案第6号 令和2年度厚木愛甲環境施設組合会計歳入歳出決算について」は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員。よって本件は原案のとおり認定されました。

○神子雅人議長 日程7「議案第7号 監査委員の選任について」を議題といたします。

この際、田上祥子議員を除斥いたします。

(田上祥子議員退席)

提案理由の説明を求めます。管理者。

○小林常良管理者 ただいま議題となりました議案第7号 監査委員の選任につきまして提案理由を御説明申し上げます。

本件につきましては、本組合監査委員のうち、組合議会議員から選任させていただく監査委員が現在欠員となっておりますので、行政各般にわたり豊富な知識と経験をお持ちの田上祥子議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項及び厚木愛甲環境施設組規

約第11条第2項の規定により、議会の同意を求めらるるものでございます。何とぞよろしく御審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○神子雅人議長 質疑に入ります。――別にしなければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

討論に入ります。――別にしなければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程7「議案第7号 監査委員の選任について」は、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員。よって本件は同意することに決しました。

田上祥子議員の除斥を解きます。

(田上祥子議員復席)

ただいま監査委員選任の同意がありました田上祥子議員から御挨拶があります。

○田上祥子新監査委員 ただいま監査委員選任の御同意をいただきました田上祥子でございます。当組合の事業におきましては、本格的に進捗をしている中で、事務処理は複雑かつ多様化している。そういう中で監査は重要な役割を担っているものと認識をしております。職務の遂行に当たりましては、公正かつ適正な立場から職務を全うしていきたいと存じます。皆様、どうぞよろしく願いをいたします。

○神子雅人議長 前監査委員の小林敬子議員から御挨拶があります。

○小林敬子前監査委員 監査委員の退任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

昨年の8月議会におきまして監査委員に選任いただき、この1年間、職務を全うするべく、懸命に監査業務に関わってまいりました。この間、伊従、山田両代表監査委員と協力しながら監査業務を執行し、特段の指摘事

項もございませんでした。今後につきましても、適正な事務処理と予算の執行に努めていただきたいと思います。

最後になりますが、厚木愛甲環境施設組合のますますの発展と、本日御臨席いただきました皆様の御健勝を祈念いたしまして、退任の挨拶に代えさせていただきます。本当にありがとうございました。

○神子雅人議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして令和3年厚木愛甲環境施設組合議会第2回定例会を閉会いたします。

午前11時13分 閉会

上記会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

副議長	馬場	司
議長	神子雅人	
議員	高橋	豊
同	望月	真実